

受付開始 2月1日(木)

申込先 ぐらし支援課(市役所3階)7番窓口、江部乙支所、北門信用金庫本店および各支店(中空知管内)

※申込用紙は今月号の「広報たきかわ」に折り込みしています。

※4月1日以降も随時受け付けします(令和7年3月31日まで)。

ぐくらし支援課Tel28―8012

「エシカル消費」をご存知ですか？

エシカル(倫理的・道徳的)消費とは、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のことです。私たち一人ひとりが、日々の買い物を通して、自分に何ができるのか考えてみるのが、最初の一步です。

例えば、障害のある方の支援につながる商品を選ぶことや地元産の商品を購入すること、マイバッグ・マイボトルを活用することもエシカル消費です。できることから少しずつエシカル消費を取り入れてみませんか。

ぐくらし支援課Tel28―8012

マイナポータルからオンラインで転出届を提出できます

市外へ転出する場合、マイナポータルを通じてオンラインで転出届を提出することができます。このサービスを利用する方は転出に当

たり、市役所への来庁が原則不要になります。

マイナンバーカードをお持ちの方で、日本国内での引越しをする方がご利用いただけます。

※マイナポータルを通じて転出届の提出をしたあとは、別途転入先市区町村窓口で転入届等の手続きが必要です。

※詳しくはマイナポータル(「引越し手続」について)をご覧ください。

ぐくらし支援課Tel28―8015

福祉

第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(案)の意見募集・市民説明会について

老人福祉法・介護保険法に基づき作成する「第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」計画期間Ⅱ令和6～8年度について、滝川市保健医療福祉推進市民会議の検討結果を基に市が作成した計画案の縦覧・意見募集を行うとともに、市民説明会を開催します。

縦覧場所 介護福祉課(市役所1階)7番窓口、市立図書館、江部乙支所、東滝川地区転作研修センター縦覧・意見募集期間 2月5日(月)～18日(日)(各施設の開館日・開館時間内となります)

※市公式ホームページ↓組織案内

↓介護福祉課↓第9期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(案)に対する意見等の募集について「からも」ご覧ください。

●市民説明会日時 ①2月14日(水) ②2月15日(木) 各日18時

場所 ①市役所8階 大会議室

②農村環境改善センター

ぐくし支援課Tel28―8026

低所得の子育て世帯生活支援特別給付金の申し込みはお済みですか

低所得の子育て世帯生活支援特別給付金の申請を受け付けています。

該当していると思われる方で、まだ申し込まれていない方は、市公式ホームページ↓子育て情報をご確認いただくか、子育て応援課にお問い合わせください。

申込期限 2月29日(木)

ぐく子育て応援課Tel28―8025

非課税世帯電力等価格高騰支援金(7万円)の申請はお済みですか

12月下旬ごろに「非課税世帯電力等価格高騰支援金(7万円)」の支給申請書が届いた方で、まだ申請書の返送などの支給手続きが終了していない方は、申請期限が近づいていますので、ご注意ください

| 月日      | 場 所        | 町名  | 時 間                        |
|---------|------------|-----|----------------------------|
| 3月4日(月) | 滝川消防署      | 文京町 | 9:30～10:30                 |
|         | 札幌方面滝川警察署  | 緑 町 | 11:00～12:00<br>13:20～15:00 |
|         | コープさっぽろ滝川店 | 新 町 | 15:30～16:30                |
| 3月5日(火) | 市 役 所      | 大 町 | 10:00～11:40<br>13:00～16:30 |

ぐく福祉課Tel28―8024

献血にご協力をお願いします

身体障害者福祉センターの臨時休館について

身体障害者福祉センターは、令和6年度からその機能を三世代交流センターに移転し、施設の複合化を予定していますが、当該移転の準備のため、臨時休館します。

休館期間 3月1日(金)～31日(日)

ぐく福祉課Tel28―8022

健康

赤ちゃん教室 すぐぐくらんど

日時 ①2月26日(月) ②3月22日(金) 13時30分～15時(身体計測をご希望の方は13時～13時15分の間にお越しください)

場所 保健センター

内容 ①赤ちゃんのホームケアのお話、新米ママのフリートートキング ②赤ちゃんの発達と生活リズム・事故防止のお話わらべ歌遊び対象 令和5年11～12月生まれの赤ちゃんとその保護者

持ち物 母子手帳、バスタオル、赤ちゃんの身の回りの物(おむつやミルクなど)、飲み物(水やお茶)は各自ご用意ください。

申込方法 各開催日前日までに窓口または電話でお申し込みください。

ぐく保健センターTel24―5256

国民年金の加入について

日本に住んでいる20歳から60歳未満のすべての方は、国民年金に加入することになります。

○第1号被保険者(自営業、学生、フリーター、無職の方など)

○第2号被保険者(会社員や公務員などで厚生年金保険や共済組合保険に加入されている方)

○第3号被保険者(第2号被保険者に扶養されている配偶者)

●退職・転職された方へ

退職などにより、第2号被保険者の資格を喪失した方とその方に扶養されている配偶者は、国民年金の第1号被保険者への変更手続きが必要ですが、

●20歳になられた方へ

20歳になられた方(厚生年金保険に加入している方、または20歳直前で海外に出国された方は除く)には、日本年金機構から国民年金(第1号被保険者)に加入したことの通知が届きます(国民年金の加

入手続きは必要ありません)。

通知のほかに「国民年金保険料納付書」「基礎年金番号通知書」「保険料免除・納付猶予・学生納付特例制度の申請書」および「返信用封筒」が送られてきます。

納付が困難な場合は保険料免除制度により申請をしてください。

●20歳になったとき配偶者(厚生年金加入者)の扶養となっている方へ

配偶者の勤務先へ連絡をして、国民年金第3号被保険者の手続きをしてください。

●任意加入について

保険料の納付済期間が20歳から60歳までの40年に満たない場合は、60歳から65歳までの間に任意加入することで満額の年金に近づけることができます。

詳しくは、保険医療課(市役所1階)4番窓口または砂川年金事務所Tel52―3890までお問い合わせください。

ぐく保険医療課Tel28―8016

国民年金保険料の前納制度について

国民年金保険料の納付方法には、毎月納付のほかに、保険料をまとめて前払いすると割引になる「前納制度」があります。前納制度は納付方法によって割引率が変わり、口座振替の場合は、クレジットカー

国民健康保険の一部負担金減免・徴収猶予制度について

国民健康保険加入者が、災害による資産の損害や失業等による収入が減少する場合があります。

現金での前納は、6か月分、1年度分の決められた期間だけでなく、任意の月から当年度末、または翌年度末までの分を納めることも可能です。この場合専用の納付書が必要となります。納付書の発行や割引額・手続き方法などについては年金事務所へお問い合わせください。

ぐく砂川年金事務所Tel52―3890

国民健康保険の一部負担金減免・徴収猶予制度について

国民健康保険加入者が、災害による資産の損害や失業等による収入が減少する場合があります。

| 前納期間 |            | 口座振替・クレジットカード |       | 現金            |       |
|------|------------|---------------|-------|---------------|-------|
|      |            | 申込期限          | 振替日   | 申込期限          | 納付期限  |
| 2年   | 4月分～翌々年3月分 | 2月末日          | 4月末日  | 3月末日          | 4月末日  |
| 1年   | 4月分～翌年3月分  |               |       | 申込不要(4月上旬に送付) |       |
| 6か月  | 4月分～9月分    | 8月末日          | 10月末日 |               | 10月末日 |
|      | 10月分～翌年3月分 |               |       |               |       |

※末日が土・日曜日、祝日の場合は翌平日

入の著しい減少などにより、一時的に生活が困難になったときは、入院費の自己負担額の減免や徴収猶予を受けられる場合があります。

●対象となる場合

①干ばつ、冷害、凍霜害などによる農作物の不作、不漁、そのほかこれに類する理由により、収入が減少したとき

②震災、風水害、火災、そのほかこれに類する災害により、資産に重大な損害を受けたとき

③事業または業務の休廃止、失業などにより収入が著しく減少したとき など

ぐく保険医療課Tel28―8016

令和6年度中空知交通災害共済の加入について

加入資格

①中空知5市5町(滝川市、芦別市、赤平市、砂川市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、雨竜町)に居住し住民登録している方

②就学のため(各種学校、予備校含む)中空知5市5町外に居住し、①の方に扶養されている方

共済期間 4月1日(月)～令和7年3月31日(月)

共済見舞金 死亡120万円、その他傷害の程度により2万円～72万円

会費 1人400円

有料広告

広告